

高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル  
企画提案書作成要領

## 1 提出書類

- (1) 提出部数は、すべて正本1部、副本9部とします。副本は正本の複写で可。
- (2) 表紙は、企画書提案事業所名、代表者名、所在地、担当者名、電話、FAX 番号及び電子メールアドレスを記入のうえ、押印してください。
- (3) 用紙はすべて片面で印刷するものとし、片面を1枚と算定します。縦書き、横書きは自由とします。10.5ポイント以上の文字を使用してください。
- (4) サイズは原則A4サイズとしますが、A3サイズ1枚を折り込んで使用することも可とします。ただし、その場合、2枚として数えます。
- (5) 提出書類の制限枚数は、各書類は合計枚数24枚（表紙は含まない。）を上限に、書類毎の制限枚数は極端に変更することのないようにしてください。

番号	提出書類	記載内容	制限枚数
1	企画提案書	<p>(1) 基本コンセプト</p> <p>「高知県立坂本龍馬記念館広報宣伝業務委託公募型プロポーザル仕様書」の「2基本的な考え方」を踏まえて、コンセプトや配慮したこと、期待される効果、特に重視する事項等を記載してください。</p> <p>(2) 県内マスメディア等を活用した広報</p> <p>① 活用するメディアの名称、放送や掲載の期間、回数、エリア、業務実施にあたってのコンセプトや活用メディアとして選択した理由等を記載してください。</p> <p>② 活用する冊子やパンフレット等の名称や掲載時期、活用方法（広告提出や記事提出等）、業務実施にあたってのコンセプトや活用手段として選択した理由等を記載してください。</p> <p>③ パブリシティについては、回数や内容等について具体的に記載してください。</p> <p>(3) 交通機関や商店街を活用した広報</p> <p>① 交通機関を活用した掲示物等の掲載先や期間、活用方法、業務実施にあたってのコンセプトや活用手段として選択した理由を記載してください。</p> <p>② 商店街等での掲示物等の掲載先や期間、活用方法、業務実施にあたってのコンセプトや活</p>	20枚以内

		<p>用手段として選択した理由を記載してください。</p> <p>③ 広告等の掲示以外に交通機関や商店街を活用した広報について、効果的と思われる方法があれば、コンセプト、内容、実施場所、期間等を具体的に記載してください。</p> <p>(4) 追加提案 追加提案として、当館の認知度向上、誘客促進に結びつく独自の広報に寄与する施策を、具体的に記載してください。</p> <p>(5) 実施スケジュール 各業務の具体的な実施スケジュールを記載してください。</p> <p>(6) 実施体制 本業務に従事する人員や組織がわかるように記載した体制表を提出してください。</p>	
2	業務実績	類似の業務実績を具体的（時期、内容等）に記載してください。	2枚以内
3	経費見積書	<p>(1) 提案する業務の内容の項目ごとに事業実施に必要な事業経費を記載してください。</p> <p>(2) 「一式」とせず、内訳がわかるように記載してください。単価・数量がわかるものは記載してください。</p>	2枚以内

2 提出方法

持参又は郵送による送付（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

平成30年7月9日（月） 17時必着

\*この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受理することができませんので、ご注意ください。

4 提出先

〒781-0262 高知市浦戸城山 830 高知県立坂本龍馬記念館 担当：総務課 河村  
TEL 088-841-0001 FAX 088-841-0015

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し、受理したときは、提出者に対して受理したことを電話でお知らせいたします。

6 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案とします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。ただし、軽微なものについては、この限りではありません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
  - ① 企画書の内容が本要領の規定に適合しないもの。
  - ② 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 見積金額は、委託期間中の本業務に係る費用の額とします。但し、募集要項で示した委託金額の上限を上回らないこととします。
- (5) 消費税及び地方消費税を加算した額を見積金額として見積書に記載してください。

7 その他

- (1) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産についてはすべて高知県立坂本龍馬記念館（公益財団法人高知県文化財団）に帰属するものとします。
- (2) 提出された書類は、審査の用途以外に、提案者に無断で使用しません。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 企画提案書の作成、提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (5) 提出された書類は、公益財団法人高知県文化財団情報公開規定に基づき、情報公開請求の対象となります。